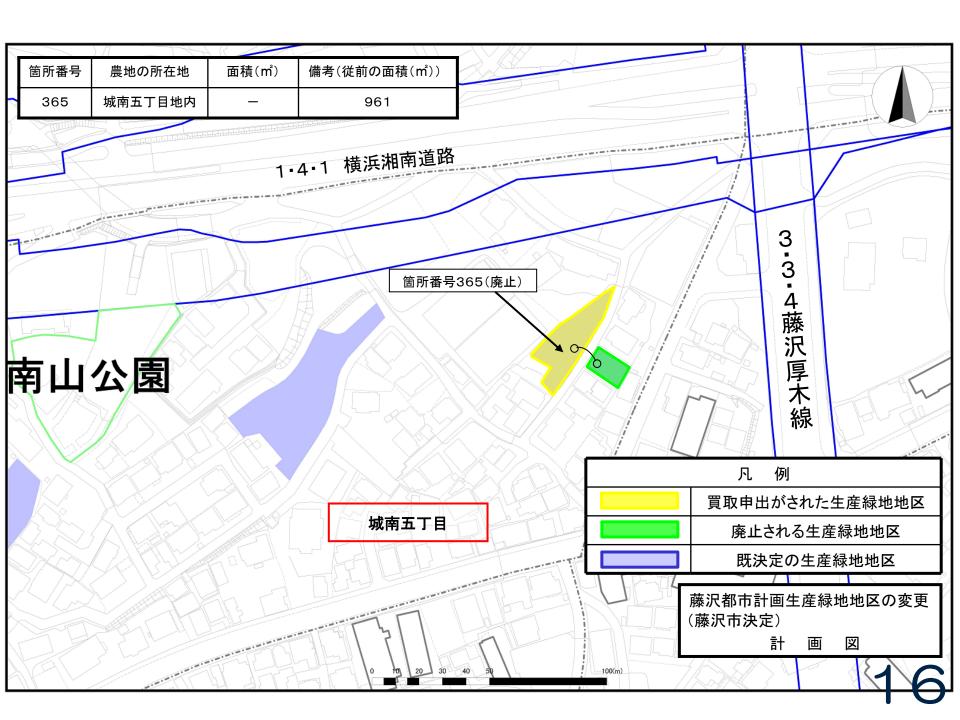


## 理 由 書(抜粋)

本生産緑地地区は、農業の主たる従事者が死亡し、営農が困難となったため、買取り申出がなされましたが、公共用地への転換も適わず、廃止の都市計画変更を行うものです。



## 理 由 書(抜粋)

## 3 箇所番号365

本生産緑地地区は、農業の主たる従事者が死亡し、営農が困難となったため買取り申出がなされましたが、公共用地への転換も適わず、また、行為制限解除に伴い本生産緑地地区の面積が指定要件を満たさなくなることにより、区域の廃止の都市計画変更を行うものです。